

# 町指定ごみ袋(大・小)を “手さげ袋タイプ”に変更

これまで、町指定ごみ袋(大・小)は、持ち手が無いために持ち運んだり、結んだりするのが困難という意見がありました。

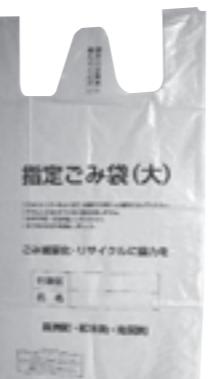
今回、全てのごみ袋を“手さげ袋タイプ”に変更しました。

容量と値段はこれまでと同様で、1枚当たり大(45ℓ)25円、中(25ℓ)15円、特小(15ℓ)15円です。

役場や商店など(ごみ袋販売委託先)で販売を行っています。

ごみはきちんと分別して、町指定ごみ袋に入れて、決められた収集日・収集場所に出してくださいますよう、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968-86-5723  
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968-34-3111(内線751)



手さげ袋タイプの  
ごみ袋(大)

## 『スマートフォン』の 消費者トラブルに注意

スマートフォンは、電話もできる小型パソコンをイメージしてください。アプリ(ソフト)を追加して、自分仕様に変更できます。

しかし、ダウンロードすると、自動的に利用者の電話番号やメールアドレスなどの情報が外部に送信されるアプリや、ウイルスに感染させるような、悪意のあるアプリもあります。

内容を理解せず画面操作すると、自動更新でネットに接続され、パケット料金が発生して、覚えのない料金請求がくることもあります。

## 消費者へのアドバイス

### ①機能や特徴を十分ふまえて、利用目的に合った商品選択をする。

(自分でアプリなどをダウンロードして機能を追加するので、自己責任を問われる事になります。)

### ②アプリの内容をよく理解しないまま、むやみにダウンロードしない。

(携帯会社が提供していないアプリによる不具合は、携帯電話会社には責任を負ってもらえないで、トラブルの解決がむずかしくなることがあります。)

### ③不具合が起きた場合には、どのような時に症状が起きたのかを確認しておく。

(販売ショップの修理窓口での説明の時役立ちます。)

### ④海外に持っていく場合は、日本国内で事前に設定方法や課金方法を確認しておく。

(スマートフォンは、海外でも自動通信をしてしまうので、思わぬ高額請求を受ける可能性があります。)

相談・問い合わせ先  
熊本県消費生活センター ☎096-383-0999  
本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968-86-5723  
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968-34-3111(内線751)

## 水銀含有製品の適切な処理を!!



皆さんの家庭や職場には「水銀」を使った体温計などはありませんか?

水銀体温計などを廃棄する場合には、水銀による環境汚染や健康被害を防ぐため、以下のことについていただき、適正に処理されるようお願いします。

### 1 水銀含有製品とは?

内部に銀色の液体(水銀)が封入されている「水銀柱血圧計」や「水銀体温計」、蛍光灯や水銀灯、一部のボタン電池などがあります。

### 2 水銀が外に流出した場合の対処

※掃除機で吸い込んだり、排水溝に流したりしない

体温計などが割れて、水銀がこぼれてしまった場合は、次のような対処をしてください。

- ①ゴム手袋をはめて、窓を開ける。
- ②水銀が散らばっている場合は、厚紙や下敷きを使って1カ所に集める。
- ③密閉できる丈夫なポリ容器やビンなどに、ちりとりや厚紙などを使って入れて、人目のつかない屋外に保管する。

### 3 捨てる場合

※庭に埋めたり、燃えるごみと一緒に出さない

#### ①家庭から一般ごみとして捨てる場合

割れたもの、割れていないものの関係なく、町の指定ごみ袋に入れて、有害ごみの日に出してください。

#### ②職場から捨てる場合

産業廃棄物として処分する必要があるので、処分業者に問い合わせてください。

問い合わせ先  
本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968-86-5723  
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968-34-3111(内線751)

## 7月は障害基礎年金の現況届提出月です。

### 対象者

- 20歳前に初診日のある障害により年金を受けている人  
(年金証書の年金コード上2桁が63の人) 例:年金コード「6350」
- 旧国民年金法による障害福祉年金からの移行(裁定替え)により年金を受けている人  
(年金証書の年金コード上2桁が26の人) 例:年金コード「2650」

○対象となる人には、年金裁定センターから7月上旬に「現況届」が送付されますので、必要事項を記入し、**7月末までに下記へ提出してください。**

○なお、現況届に併せて診断書を提出しなければならない場合には、現況届欄のある診断書が送られますので、医師に記入してもらい期限までに提出してください。

○上記の年金を受け始めてから1年以内の人、年金が全額支給停止となっている人は、現況届を提出する必要がありませんので現況届は送付されません。

○ご自分で記入できないため、親族等代理の人が記入される場合は、受給権者の欄や加給年金額対象者の欄をもれなく記入し、「代理人書名欄」に代筆者の氏名・住所を記入してください。

※住民基本台帳ネットワークにより現況が確認された人についても「所得状況届」が送付されますので、同様に提出が必要です。

## 国民年金保険料の一部免除が承認された人へ

※一部免除が承認され、保険料が減額となった期間の保険料を納めないまま放置すると、免除の効力を失い未納期間になってしまいます。

国民年金保険料の一部免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)が承認された人には、後日、4分の3、半額、4分の1の保険料額に減額された納付書が送付されますので、忘れずに納付してください。

この一部保険料を納めない場合は、老後に受け取る年金(老齢基礎年金)や障害や死亡に対する年金(障害基礎年金、遺族基礎年金)を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

一部納付期間(一部免除期間)や全額免除期間は老齢基礎年金の額を計算する場合、定額納付された分と比べて少ない金額で計算されます。

国民年金には、追納という制度があり、10年以内の期間に限り、免除を受けた期間の保険料の全部または一部について納めることができます。追納することにより、老齢基礎年金の減額を防ぐことができます。また、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納される場合は、当時の保険料に加算額がついた金額となりますので、お早めに追納されることをお勧めします。

○平成23年度分(平成23年7月~平成24年6月)の免除申請受付は7月までとなっています。

まだ申請がお済みでない人は、早めに手続きをお願いします。

提出・問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968-86-5723  
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968-34-3111(内線752)